

# 財団法人東京海洋大学海洋科学教育学術支援財団寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人東京海洋大学海洋科学教育学術支援財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区港南4丁目5番7号東京海洋大学内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、東京海洋大学における海洋科学に関する教育・研究の振興を図り、斯学の向上発展と国際交流に寄与するとともに、地域社会の教育文化の向上に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 海洋科学の教育並びに研究の援助
- 二 海洋科学における国際交流の援助
- 三 地域社会の教育文化の向上への貢献
- 四 東京海洋大学海洋科学部と学生の保護者との連絡協調
- 五 その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の通りとする。

- 一 この法人設立当初寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
- 二 資産から生ずる収入
- 三 東京海洋大学海洋科学部学生の保護者からの拠出金
- 四 寄附金品
- 五 その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、確実な有価証券を購入、定期郵便貯金、確実な信託銀行へ信託又は、定期預金として会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて、毎事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

#### **第4章 役員、評議員及び事務局並びに職員**

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事 7名以上10名以内(内会長1名副会長1名常務理事1名)
- 二 監事 2名

#### (役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で会長、副会長及び常務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうちに東京海洋大学海洋科学部に在籍する学生の保護者の代表者を2名まで選任することができる。

#### (理事の職務)

第17条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 常務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

#### (監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

#### (役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

#### (役員解任)

第20条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数のおおの4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員報酬)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の場合は有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が決定する。

#### (評議員の選出)

第22条 この法人には、評議員10名以上15名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会でこれを選出し会長がこれを委嘱する。
- 3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできないものとする。
- 5 評議員には、第19条及び第20条を準用する。この場合には同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

#### (評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

#### (顧問)

第24条 この法人には顧問2名又は3名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は重要な会務に関し、会長の諮問に応じて意見を述べる。

#### (事務局及び職員)

第25条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置くほか、必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事のうちから任命する。
- 4 職員は、会長が任免する。
- 5 職員は有給とする。
- 6 事務局及び職員に関し必要な事項は、会長が理事会の同意を得て定める。

## 第5章 会 議

#### (理事会の招集等)

第26条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

#### (理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事について書面をもって、あらかじめ意思を表示した者及び、他の理事を代理人として表決を委任した場合は出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定がある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を

聞かなければならない。

一 事業計画及び収支予算についての事項

二 事業報告及び収支決算についての事項

三 基本財産についての事項

四 長期借入金についての事項

五 第1号、第3号、及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

六 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

2 前2条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選によって定める。

(議事録)

第29条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上これを保存する。

## 第6章 寄附行為の変更並びに解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数おのおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第31条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数おのおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数おのおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第7章 雑 則

(書類及び帳簿の備付等)

第33条 この法人の事務局に、次の書類を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りでない。

一 寄附行為

二 役員、評議員、及びその他職員の名簿及び履歴書

三 財産目録

四 資産台帳及び負債台帳

五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

- 六 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - 七 処務日誌
  - 八 官公署往復書類
  - 九 収支予算書及び事業計画書
  - 十 収支計算書及び事業報告書
  - 十一 貸借対照表
  - 十二 正味財産増減計算書
  - 十三 その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号、第8号及び第13号の書類は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号及び第3号の書類、同項第9号から第12号までの書類、並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

## 第8章 細 則

(細 則)

第34条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この寄附行為は、昭和24年3月10日より施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和25年8月4日より施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和31年4月11日より施行する。

附 則

この寄附行為は、平成13年5月31日より施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年5月11日より施行する。